

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成18年12月22日適当と決定した。

その関係書類を当該右欄に掲げる場所において平成19年1月16日から同年2月5日まで縦覧に供する。

平成19年1月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
綾歌町打越池土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）佐岡地区	丸亀市産業部土地改良課
丸亀市綾歌町土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道整備事業）奥川内地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葉池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）蓮池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）新池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）奥池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）猫谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）天神地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）新次郎池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）水掛地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）成願寺池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）中新田地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）北内地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）東行末地区	〃